

著作権罰則の非親告罪化に関する意見書

2007年2月9日
日本弁護士連合会

1 意見の趣旨

著作権侵害等の犯罪を非親告罪にすることには反対する。

2 意見の理由

著作権侵害等の犯罪が親告罪とされていることには以下に述べるとおり合理的理由があり、これを非親告罪にすることには反対する。

(1) 親告罪

親告罪とは、そもそも、公訴の提起に告訴・告発または請求を必要とする犯罪をいう。親告罪については、告訴・告発を欠く公訴は無効であり、公訴棄却の判決で却下される(刑訴338条4項)。

公訴権の行使を被害者等の告訴という意思表示にかからしめる理由には大別して4つある。第1は、起訴して公にすることがかえって被害者の利益に反することがある場合である。強制わいせつ罪などがこれに該当する。第2は、被害法益が比較的小さいので被害者の意思を無視してまであえて訴追する必要がない場合である。毀棄罪などがこれに該当する。第3は、被害法益が小さいとは必ずしもいえないが、法政策上、被害者の感情に反してまで国家が干渉しない方がよい場合である。第4は被害者の告訴がなければ犯罪を認知するのが實際上困難な場合である。

(2) 著作権侵害等の犯罪が親告罪とされている理由

ところで、著作権侵害等の犯罪が親告罪とされている理由は、その保護法益が私的利益であること、さらに加えて、これを認知するのは侵害行為に最も敏感で、しかもその事情をよく知る被害者(著作権者等)の告訴に待つのが、相当であるからであると解される(香城敏磨「著作権法」注解特別刑法第4巻885乃至886頁参照)。

かかる立法理由を考えると、多様な著作物に対する多様な態様の著作権等侵害を、非親告罪にしても、刑事罰による抑止として有効か否かは疑わしいと言わなければならない。

著作者人格権侵害の罪についていえば、人格的利益を保護法益とするので、被害者の感情に反してまで国家が介入するのは不相当であり、公に公訴提起することによってかえって被害者の被害を拡大する場合もある。また、何よりも名誉、名誉感情にかかる犯罪は、被害者の告訴に待たなければ通常、国家はこれを認知しがたい。このような事情から非親告罪化は著作権侵害の犯罪の場合にも増して適切でない。

(3) 国会答弁に見る従来文化庁の見解

ちなみに、第147回通常国会参議院文教・科学委員会会議録第5号(平成12年3月16日)において、政府参考人である近藤信司氏(当時・文化庁次長)は、次のように答弁している。「特許法におきましては、権利者のほとんどが法人と考えてもよい、こういう

状況にございまして、人格的利益の保護という色彩が薄れてきたのではないか、こんなようなことから、平成十年の法改正におきまして、従来親告罪であった侵害罪を非親告罪と、このように改めた、このように私ども承知をいたしております。そこで、この著作権等侵害罪の非親告罪化でございますが、これもまた著作権審議会でも議論があったわけでございますが、著作物には営業的に利用されないものが多いなど、なお特許と比較して私益性が強いのではないか、あるいは特許権とはそういったことで異なる事情が多い、こんなことから従来どおり親告罪とする取り扱いを維持したわけでございますが、なお今後、著作権をめぐる状況の変化等を十分見定めながらさらに検討を続けてまいりたい、かように考えておるところでございます。」

(4) 非親告罪化する立法事実の不存在

著作権の性質上、その後、著作権者のほとんどが法人になったという事実はないし、上記の答弁で述べられている著作権をめぐる状況が現在、平成12年当時から大きく変化したという事実も認められない。

したがって、著作権侵害等の犯罪を非親告罪化する立法事実は認められないものといわざるを得ない。

(5) 結論

そうしてみると、著作者人格権侵害を非親告罪とするのは明白に不当であるし、私益性が強い著作財産権侵害、著作隣接権侵害の犯罪についてこれを非親告罪にすることも、刑罰法規の謙抑性という観点から見て大いに問題がある。

また非親告罪化は公訴官に大きな負担を負わせる反面、言論・文化に密接にかかわる犯罪について、捜査機関の権限を拡大する点、および起訴便宜主義のもと恣意が介入する余地がないとは言えない危惧がある。

よって、著作権侵害等の犯罪を非親告罪にすることには反対せざるを得ない。

以上